

悪臭関係業種

- 1 畜産農業のうち次に掲げるもの
 - イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満のものを除く。）を有するもの
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満のものを除く。）を有するもの
 - ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの
 - ニ うずらを20,000羽以上飼育するもの
- 2 飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る。）
- 3 コーンスターチ製造業
- 4 レーヨン製造業（紡糸施設を有するものに限る。）
- 5 クラフトパルプ製造業
- 6 セロファン製造業（製膜施設を有するものに限る。）
- 7 ゴム製品製造業（加硫施設を有するものに限る。）
- 8 石油化学工業（カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。）
- 9 石油精製業
- 10 製鉄業（溶鉱炉を有するものに限る。）
- 11 鋳物製造業（シェルモールド法によるものに限る。）
- 12 化製場（化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項の化製場をいう。）
- 13 し尿処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたし尿処理施設(浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）を有するものに限る。）
- 14 ごみ処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。）
- 15 終末処理場（下水道法第2条第6号の終末処理場をいう。）